

令和8年度（2026年度）鞠智城の特別史跡指定に向けた「さきもりころう隊」を活用した広報宣伝業務委託仕様書

1 目的

鞠智城の歴史的価値や特別史跡指定に向けた取組みについて、県内外の方々が広く知り、興味を持つために、広報宣伝キャラバン隊を結成し、鞠智城イメージキャラクター「ころう君」の着ぐるみを使用した広報や、PRグッズの配布を催事会場、街頭等で行い、鞠智城の歴史的価値を深く県民に浸透させ、歴史的認知度や知名度の向上を図る。

2 広報宣伝業務内容

- (1) 県内外の街頭、催事等におけるころう君を使用した広報活動
- (2) 県内外の街頭、催事等での広報活動におけるころう君関連グッズの制作及び配布
- (3) 上記(2)と併せて、鞠智城の特別史跡指定に関する県施策について紹介したグッズ、チラシ等の配布
- (4) その他

3 事業実施期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

4 広報宣伝業務の具体的な事項

(1) 業務の流れ

①契約当初

受託者は、広報活動実施場所の選定を行い、委託期間内全体の実施基本計画書（様式自由）を契約後1週間以内に作成し、委託者へ提出して承認を得ること。

②契約期間中

- ・受託者は、毎月末までに翌月の活動予定を、SNSやホームページ等に記載し、周知すること。場所や日時に変更が生じた場合は、速やかに修正すること。
- ・受託者は、委託者からの請求があった場合には、実施箇所ごとに場所名、日時、参加者数、配布物数、実施内容を記載（写真も添付）した実施報告書（様式自由）を作成し、速やかに提出すること。
- ・受託者は、やむを得ない事由等で、業務実施体制の確保が困難となり、一ヶ月以上の広報活動の休止が見込まれる場合には、以降の活動内容等について発注者と協議すること。

③業務終了後

受託者は、業務完了報告書（様式自由）を作成し、委託者へ提出すること。

(2) 業務実施体制

広報活動は3人体制で実施する。構成例は次のとおり。

- | | |
|------------------------------|-----|
| ・責任者（全体統括、予定管理、実施場所・日程の連絡調整） | 1名 |
| ・着ぐるみアクター | 1名 |
| ・アテンダー（ステージ進行、着ぐるみアクター補助等） | 1名 |
| | 計3名 |

(3) 業務従事者

- ①着ぐるみアクター及びアテンダーについては、これまでの「さきもりころう隊」を活用した広報宣伝業務の内容を十分把握した者を充てること。
- ②責任者については、PR活動の全体統括及びスケジュール管理、実施先との調整作業を行える能力を有する者を充てること。県内での広報活動は、現場同行を必須としないが、緊急時の連絡体制は確立しておくこと。県外での広報活動は、現場同行を必須とする。

(4) 広報活動（県内）

- ①平日は保育施設等への訪問や鞠智城でのふれあい、おもてなしを中心に活動し、土・日祝日は、集客が見込める県内のイベントで活動すること。
- ②月12回以上活動すること。（1日に2ステージの出演の場合は、2回と計上する）
- ③県内外のキャラクターと連携した活動を行うこと。

(5) 広報活動（県外）

- ①年12回以上活動を行うこと。（1日に2ステージの出演の場合は、2回と計上する）
- ②他県のゆるキャラが複数集まるイベントへの参加や、行政機関と連携したPR活動（物産展や観光PR）を行うこと。
- ③他県の古代山城や遺跡など、歴史的建造物を訪問し、PR活動を行うこと。

※活動回数（県内：月12回以上、県外：年12回以上）は、最低限の活動回数であり、県内外において、宣伝効果の見込めるイベントが開催される場合には、積極的な参加を検討すること。

※広報活動は、感染症の流行状況及び、県が示すリスクレベルを踏まえ、活動内容を検討すること。また、やむを得ない事由により、一ヶ月以上の広報活動の休止が見込まれる場合は、広報活動に代わるPR手法を速やかに検討し、発注者と協議すること。

(6) グッズ類の制作

ころう君のオリジナルデザインを活用し、鞠智城のPRにつながるノベルティグッズを新たに1種以上、量産可能で実用性に優れた配布用グッズを制作すること。また、トレンドやニーズを把握した上で、製作費に対して、相応の売り上げが見込める場合には、販売用グッズを製作し、その売り上げを活動費に充当すること。

なお、売り上げ及び活動費への充当額については、適切に管理すること。

(7) ソーシャルメディアの活用

- ①ころう君と鞠智城のさらなる知名度向上のため、ころう君公式アカウントのX（旧Twitter）上で活動現場の写真やイベント情報の事前告知などをアップロードすることで、現場集約数のアップや話題性の喚起を図ること。
- ②「ころう君のYouTubeチャンネル」を活用し、YouTubeショートを含む動画（12本以上）を通して、鞠智城及びころう君の魅力を発信すること。なお、動画撮影を県内で行い、着ぐるみを使用した場合は、その撮影行為を（4）②の活動回数に含めるものとする。
- ③10月開催予定の「鞠智城の日」など、鞠智城に関するイベントをSNS広告に掲載すること。

(8) 県施策を紹介したグッズ、チラシ等の配布

熊本県及び山鹿市、菊池市から依頼があれば、グッズやチラシ等の配布に協力すること。

(9) 事故への対応について

活動実施中及び実施場所への移動の際は、事故がないよう万全を期すとともに、事故が発生した場合は適切に対処すること。

また、事故に備えて傷害保険等の加入も行うこと。

5 特記事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変わる可能性がある。
- (2) 制作した作品の著作権及び使用権は、すべて熊本県に帰属する。
- (3) 着ぐるみは2体貸出しうる。(着ぐるみのメンテナンス費用は受託者負担とする)
- (4) 感染症等の流行状況により活動内容を変更する場合がある。
- (5) 本業務完了後、最終的な委託料は実績によるものとし、本業務の実績額が委託料を上回った場合は、委託料を上限とする。